

事業所ごみ分別表

品 目		代表的な品物 《菊池広域連合の処理施設に搬入できます》
事業系一般廃棄物	古 紙	リサイクル業者へ引き渡してください。汚れてリサイクルできないものに限って受入れします。
	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り・調理残さ など
	一般ごみ	リサイクルできない紙くず、木くず・繊維くず（天然繊維）など ※合成繊維は廃プラスチックになります。
		・事業所から排出されるプラスチック類は全て産業廃棄物です。 ・建設工事で発生する「紙くず、木くず、繊維くず」は、すべて産業廃棄物です。 ・食料品製造業から排出される生ごみは産業廃棄物です。 ・直径 10cm 以上の木くずは、菊池広域連合の施設では受入しません。 ※古紙は、資源物のため菊池広域連合「環境美化センター」、生ごみ・一般ごみは、菊池広域連合「菊池環境工場クリーンの森合志」へ搬入してください。

品 目		代表的な品物 《菊池広域連合の処理施設には搬入できません》
産業廃棄物	廃プラスチック	弁当の容器、梱包用ビニール製品、発泡スチロール、緩衝材類、農業用ビニール、飲料用・調味料ペットボトル、合成繊維 など
	缶(金属くず) びん (ガラスくず)	従業員が飲食した缶・びん、商品の入っていた缶・びん など
	金属くず	ハサミ・刃物類、スプレー缶・バインダーの金具 など
	不燃物 (ガラスくず・陶磁器類等)	コップ、茶碗、ブロック、蛍光灯 など
	電 池	乾電池、充電式電池 など
	廃 油	潤滑油、洗浄油、動植物油 など
	・産業廃棄物は、菊池広域連合の処理施設では受入しません。 ・産業廃棄物処分施設に自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬業者及び 処分業者へ委託してください。	

※この分別表は、すべての事業所にあてはまるものではありません。(事業主の責任で適正に分別、処理してください。)

※家庭用として製造・販売されているものを業務用で使用していたテレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機を廃棄する場合は、法律によりリサイクルが義務づけられています。